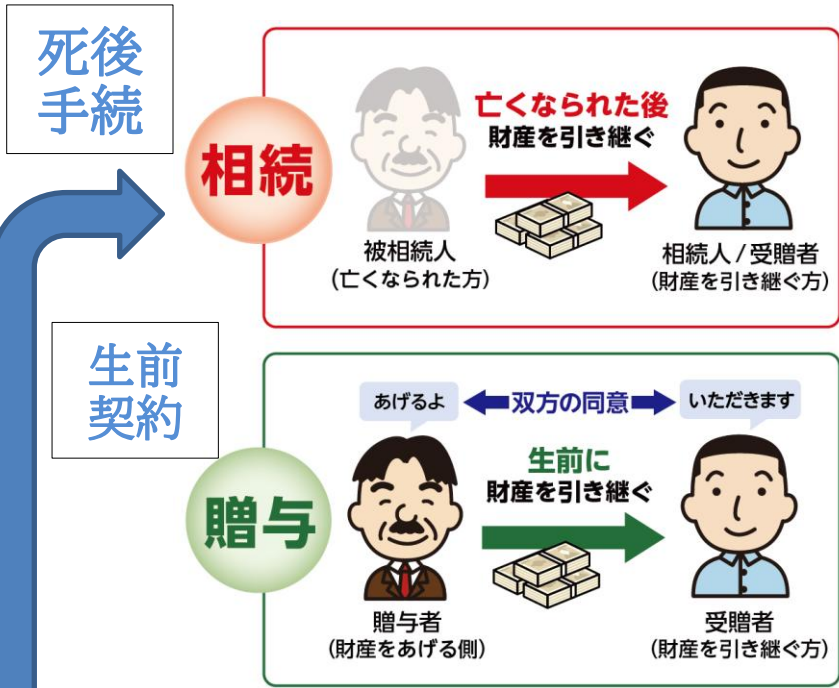


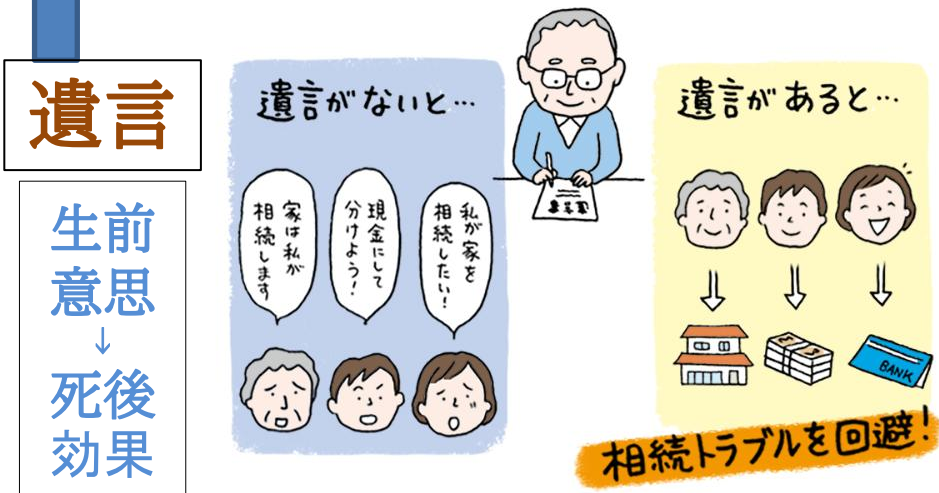
第一回 名古屋くらしなるほど勉強会 2025/01/26

次世代に「つなぐ」法的手続き **相続・贈与・遺言**

財産を引き継ぐ手続きは、相続と贈与がある。
しかし効力発生のタイミングが異なる。



遺言は相続をよりスムーズに行い、家族を守る伝言









遺言

生前意思
↓
死後効果

相続

基本 ①

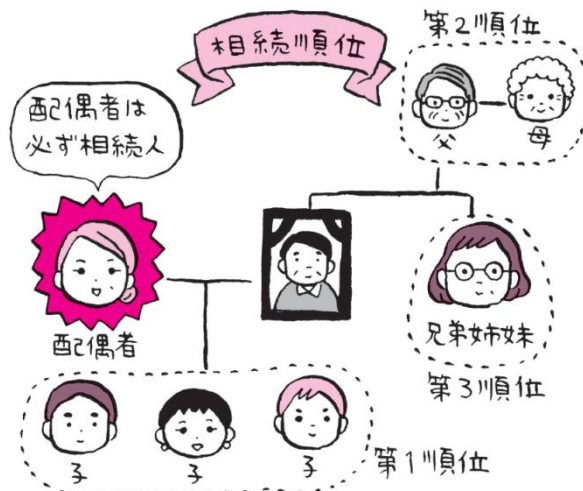
法定相続人と法定相続分

相続順位	法定相続人と法定相続分	
子どもがいる場合 (第1順位)	配偶者  1/2	子ども  1/2 を 人数で分けます
子どもがおらず 父母がいる場合 (第2順位)	配偶者  2/3	父母等  1/3 を 人数で分けます
子どもと父母が ともにおらず、 兄弟がいる場合 (第3順位)	配偶者  3/4	兄弟姉妹  1/4 を 人数で分けます

代襲相続 (だいしゅうそうそく) → 相続人となるべき子どもや兄弟姉妹が相続開始前に死亡しているときは、孫や甥・姪が代わって相続することができます。

亡くなられた被相続人の配偶者は、常に相続人となります。

基本 ② 法定相続人にあたる人は？順位は？



子どもの数え方

①血族(実子) ②養子 ③被相続人(男)が認知した子(実子と同じ)

養子は、養親に実子がいる場合： 1人までOK

養親に実子がない場合：2人までOK

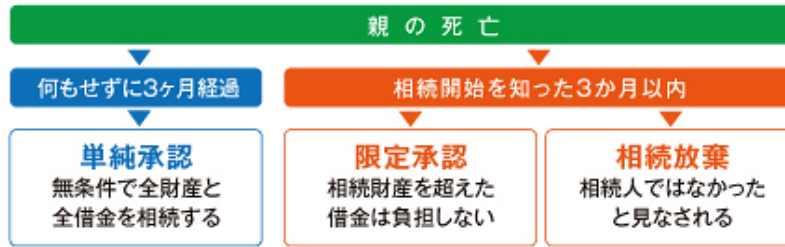
特別養子は、実子と見なす

法定相続人調査の必要性大 → 相続税がかからない基礎控除額に影響

相続の基本 ③ 相続の仕方を選ぶ

※3ヶ月以内の決断が必要です

限定承認と相続放棄



借金が多い、相続財産と同じくらいの場合、
家庭裁判所に申立てる

財産調査の必要性大 → 借金が大きいと負債だけを相続することに

相続の基本 ④ 相続の手続きを選ぶ

法定相続 × 民法の規定通りに遺産を分割して相続する手続き。
金銭は分割できるが、不動産は持ち分による分割で共有財産となる。
相続人全員が揃わなくても手続きができるため揉め事が起きやすい。

遺産分割協議相続 ○ 民法の規定通りではなく、相続人の話し合いで分割割合を決める。
遺言がない場合に一番利用される分割方法。
相続人全員で話し合いをして、遺産分割協議書を作成する。

遺言相続 ◎ 被相続人が生前に書いた遺言書に基づいて遺産を分割する方法。
遺言書作成時に相続人調査、財産調査を行うので、相続開始後に速やかに相続手続きが進められる。ただし **※遺留分に注意が必要。**

※遺留分とは、法定相続人である配偶者、子ども、尊属の父母に認められる遺産の不可侵の持ち分、法定相続分の2分の1。
配偶者なら相続財産の4分の1、子ども一人なら4分の1となる。

例えば、

遺言書で2人の子どものうち1人の子どもに遺産全部を相続させる遺書を残していても、もうひとり相続財産がない子どもは、法定相続分の2分の1をすぐにお金で支払うよう、全部を相続した子どもに請求できる。

ただし、相続開始から1年以内に請求しないと権利を失う。

直系尊属(被相続人の親)は3分の1。兄弟姉妹には遺留分はない。

遺言

大きく分けて三つの種類がある

	公正証書	自筆証書	自筆証書 法務局保管
作成方法	公証人がワープロで作成 ※証人2名が必要	全文手書き ※財産目録のみワープロ・写し可	全文手書き ※財産目録のみワープロ・写し可
原本保管	公証役場 ※正本・謄本が渡される	自由	法務局で保管
検認の有無	なし	あり	なし

メリット	<ul style="list-style-type: none"> ●検認不要 ●相続手続きがスムーズ ●紛失・隠蔽・偽造の心配がない 	<ul style="list-style-type: none"> ●手軽に作成できる ●費用がかからない ●内容を誰にも知られない 	<ul style="list-style-type: none"> ●検認不要 ●公正証書に比べ、安価 ●紛失・隠蔽・偽造の心配がない
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ●費用がかかる ●証人が2名必要 	<ul style="list-style-type: none"> ●検認が必要 ●不備で無効になるリスクがある ●紛失・隠蔽・偽造されるリスクがある 	<ul style="list-style-type: none"> ●不備で無効になるリスクがある ●顔写真付き本人確認書類が必要 ●法務局への持ち込みが必要

今、もっとも使いやすく安全な遺言は、**自筆証書遺言の法務局保管を使う遺言**です。

遺言は、遺言者が家族状況に応じて、何度でも書き直しができます。

しかし、公正証書遺言は、その都度、公証人役場で手続きがあり、公証人の手数料が発生する。一方、自筆証書遺言では、行政書士などのサポートがあれば簡易に訂正することが可能です。また新たに始まった**法務局保管制度**を使い、遺言書を法務局に保管すると、「**検認**」と呼ばれる、家庭裁判所による1ヶ月はかかる確認作業が必要なくなり、スムーズに遺言に基づく相続手続きである「**遺言執行**」ができます。

さらに遺言書に「**遺言執行者**」を記せば、遺言者の意思に応じた相続が進み、揉め事も最小限に抑えられます。←相続人同士の話し合いが原則必要ない。

遺言執行者の多くは遺言作成をサポートした行政書士などの専門家が担当します。

高齢者だから遺言ではなく、遺言書を書いた方がよい人

次のような人は遺言書を書くことでトラブルを未然に防ぐ効果が高い。

- ①子どもがない人、②認知症の恐れがある人、③前の配偶者との間に子がいる人、④未成年の子や認知した婚外子のいる人、⑤家族仲が良くない人、⑥献身的な介護者がいる人、⑦財産の多くが不動産の人、⑧ひとり暮らしの人、⑨事実婚の人など


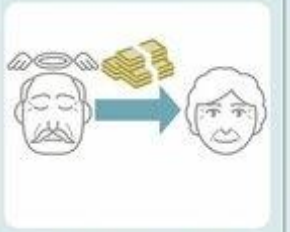



- ①遺言書は、相続手続きをスムーズにして、大事な人を守る
- ②遺言書では、法定相続人以外の人にも相続できる(遺贈)
- ③親に不義理をした子には相続しないことにできる(相続廃除)
- ④重い認知症、知的障害、精神障害がある人の遺言は無効
- ⑤法定相続人の遺留分は侵害できない。兄弟姉妹には遺留分なし

贈与

生前贈与は財産をあげる相手との「契約」が必要

贈与・相続・遺贈の違い

	贈与	相続	遺贈
財産のあげ方	 <p>契約を交わして他の人に財産を無償であげること</p>	 <p>被相続人の死亡に伴い、一定の範囲の親族に財産が引き継がれること</p>	 <p>遺言に基づいて他の人に財産を無償であげること</p>
財産をあげられる時期	いつでも可能	死亡時	死亡時
財産を渡す人の範囲	誰でも可能	配偶者や子など一定範囲の親族	誰でも可能
課税される税金	贈与税	相続税	相続税

贈与は相続とは違い契約行為です。当事者同士が合意すれば、相続に比べて、自由度が高い財産移転が可能です。遺言と同じく相続人以外にも利用できます。

贈与の中でも相続時精算課税の贈与が熱い！

特に新たに登場した相続時精算課税制度を利用した贈与は、60歳以上の親から18歳以上の子への贈与に限り、親一人当たり2500万円までの子への贈与に贈与税がかかりません。

さらに暦年贈与と同じような1年に110万円の基礎控除（非課税枠）があり、生前に親が自らの意思で財産を子どもに渡すことができます。

贈与額にもよりますが、相続よりも手続きが簡単で税金や費用も抑えられます。また、契約行為であるため、親は子どもの経済状況や日頃の関わり方を考慮して、子どもとの合意のもと、財産を分け与えることができます。

贈与の種類による違い

	暦年贈与	相続時精算課税
贈与者	誰でもOK	60歳以上の者
受贈者	誰でもOK	18歳(令和4年3月31日以前の贈与の場合は20歳)以上の子・孫など
贈与物	何でもOK	何でもOK
非課税金額	110万円	2,500万円 R6.1.1以後の贈与分からは、別途、年間110万円の非課税枠あり
非課税超の税率	8段階(最高55%)	一律20%
相続税課税分	相続人に対し3年以内の贈与財産持ち戻し R6.1.1以後の贈与分からは、7年以内の贈与財産持ち戻し(4~7年以内の贈与分からは100万円控除)	贈与財産持ち戻し。相続税額を超える贈与税があるときは還付 R6.1.1以後の贈与分からは、年間110万円の非課税分を控除した残額が持ち戻し対象(災害により一定の被害を受けた土地・建物はその分を控除)

暦年課税では、ひとりの親から2500万円を非課税で贈与しようとする、非課税枠は1年で110万円までですから $2500 \div 110 = 22.72$ でおおよそ22年しかかかるとなります。仮に親が80歳で死亡とするとして、58歳くらいから80歳まで、コツコツ110万円ずつ贈与しなければなりません。きわめて非現実的です。

相続時精算課税では、60歳以上のひとりの親から18歳以上の子どもへ2500万円(非課税枠の110万円を含めると2610万円)までを非課税で贈与することが可能です。ふたりの親なら5720万円まで非課税で贈与できます。一度でも何度に分けてもよい!

2500万円を超えると、超えた分だけに、一律20%の課税。

暦年贈与の税率は、金額次第で高くなる。年間110万円を超えた分に対しての子や孫への特定贈与でも右の図のように最大55%と高い。

課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	-
200万円超 400万円以下	15%	10万円
400万円超 600万円以下	20%	30万円
600万円超 1,000万円以下	30%	90万円
1,000万円超 1,500万円以下	40%	190万円
1,500万円超 3,000万円以下	45%	265万円
3,000万円超 4,500万円以下	50%	415万円
4,500万円超	55%	640万円

相続時精算課税を利用した贈与の大事なポイントは相続税の「基礎控除」の金額です。

相続税の「基礎控除」の金額は？

相続人の人数ごとの基礎控除額

一律 3000 万円	+	相続人の人数 (600万円×人数)	基礎控除額
		1人(600万円)	3600万円
		2人(1200万円)	4200万円
		3人(1800万円)	4800万円
		4人(2400万円)	5400万円
5人(3000万円)	6000万円		

相続税の基礎控除は左の図の通りです。
3000万円 + (600万円 × 法定相続人数)
配偶者と子ども2人なら、3人で4800万円。

※子どもは、実子、認知した婚外子、
普通養子は実子がない場合は2人まで、
実子がいる場合は1人までになる。
特別養子は実子と見なされる。

相続時精算課税での贈与額を相続財産として、贈与者の死亡時の財産額に組み入れ、その総額が相続税の基礎控除以内なら、相続税もかかりません。

例えば、

配偶者と子ども2人の男が、生前に2人の子どもに一度に1000万円ずつを相続時精算課税贈与をした時に4800万円の財産（お金、株、不動産など）があった人が、亡くなった時点で2500万円の財産だった場合、死亡時の財産2500万円に、2人の子どもに贈与した2000万円から基礎控除分の110万円を差し引いた1890万円を相続時の財産に組み入れて、2500万円 + 1890万円 = 4390万円が相続税課税額となります。配偶者と子ども2人で、3人の相続人の基礎控除額は4800万円より、相続財産額が少ないので、相続税は0円で、贈与税も0円になります。

ただし、0円であるという相続税申告をする必要はあります。

相続人の数、つまり子どもの数が多いほど、相続税の基礎控除額が大きくなり、相続時精算課税の贈与の節税効果は大きくなります。

また例えば、

相続財産額が5000万円の場合、同じ家族構成で、2人の子どもに限度額の2500万円を一度に贈与していた場合は、贈与した5000万円から基礎控除の110万円を引いた4890万円の贈与額が相続財産に足され、相続税課税額は9890万円になります。

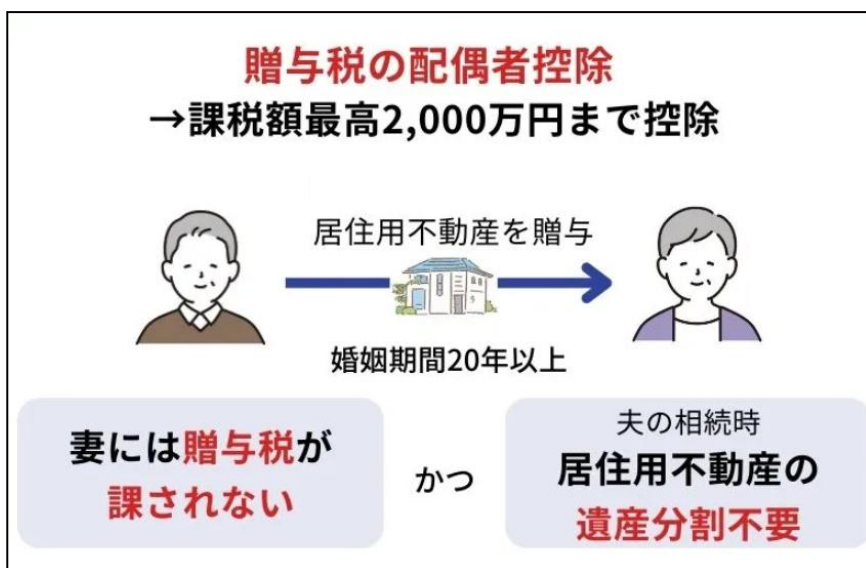
これは相続税の基礎控除の4800万円を超えます。

しかし、配偶者であるお母さんが5000万円を相続するならば、配偶者相続税額控除は1億6000万円以内なので相続税は0円、子どもの贈与税も0円になります。

相続税の基礎控除額、贈与者の贈与後の財産額、死亡時の相続財産額、さらには、配偶者税額控除も考慮して、贈与すること、相続することで大きな節税につながります。

税額控除(軽減)の種類(いずれも申告必要)

控除の種類	内容
贈与税額控除	<p>暦年課税にかかる贈与税額控除 正味の遺産額に加算された「相続開始前3年以内の贈与財産」の価額に対する贈与税が控除される</p> <p>相続時精算課税にかかる贈与税額控除 遺産総額に加算された「相続時精算課税の適用を受ける贈与財産」の価額に対する贈与税額が控除される 控除しきれない金額がある場合には、申告すれば還付される</p>
配偶者の税額軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上の婚姻関係にある配偶者が対象 ・相続税の申告書を提出することが必要 ・相続税額のうち、配偶者が相続した部分については法定相続分まであるいはそれを超える場合は1億6,000万円までは控除される <p>控除額 = 相続税の総額 × $\frac{\text{次の①②のうち、いずれか大きい方の金額}}{\text{各人の課税価格の合計額}}$</p> <p>①各人の課税価格の合計額×配偶者の法定相続分 ②1億6,000万円</p>
未成年者控除	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳未満の法定相続人 ・控除税額 = (20歳 - 相続開始時の年齢) × 10万円
障害者控除	<ul style="list-style-type: none"> ・85歳未満の障害者である法定相続人 ・控除税額 = (85歳 - 相続開始時の年齢) × 10万円 (※20万円) ※1級または2級の特別障害者に該当する場合
相次相続控除	<ul style="list-style-type: none"> ・10年間に2回以上の相続があった場合 ・一定の税額を控除
外国税額控除	<ul style="list-style-type: none"> ・外国財産を取得し、その国で相続税に相当する税金を納付した場合



夫婦の間で居住用の不動産を贈与したときの配偶者控除

夫婦間贈与の贈与税は、「夫婦の間で居住用の不動産を贈与したときの配偶者控除」の適用を受けられる場合があります。申告が必要です。

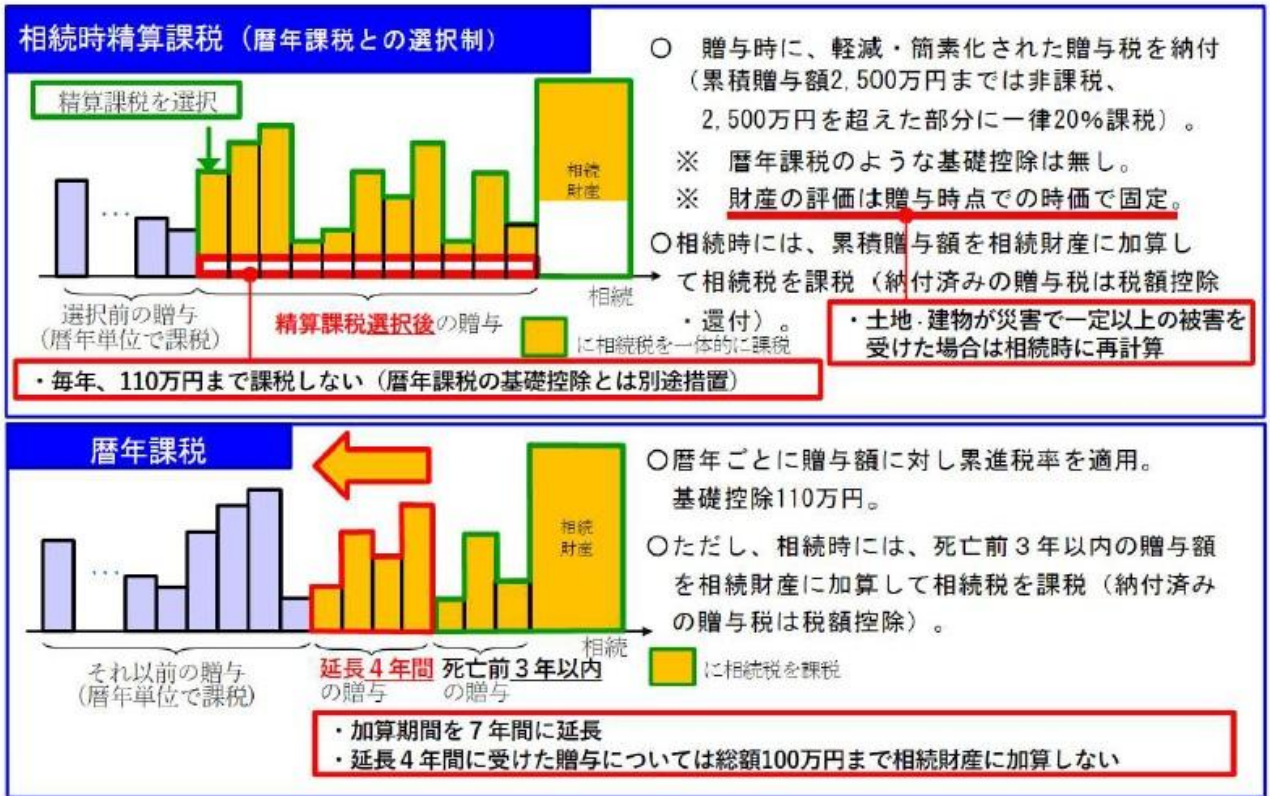
贈与税の配偶者控除は、婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、「居住用不動産」または「居住用不動産を取得するための金銭」の贈与が行われた場合、基礎控除110万円を含めると最高2,110万円まで控除できるという特例です。オシドリ贈与とも呼ばれます。

ただし、不動産取得税、登記時の登録免許税はかかります。

配偶者相続税額控除1億6000万円も視野に入れて検討してください。

(参考資料)

相続時精算課税、暦年課税の詳細比較



相続税率・贈与税率の比較

相続税		財産額	贈与税			
税率	控除額		一般税率		特例税率	
			税率	控除額	税率	控除額
10%	-	200万円以下	10%	-	10%	-
		300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
		400万円以下	20%	25万円	20%	30万円
		600万円以下	30%	65万円	30%	90万円
		1,000万円以下	40%	125万円	30%	90万円
15%	50万円	1,500万円以下	45%	175万円	40%	190万円
		3,000万円以下	50%	250万円	45%	265万円
20%	200万円	4,500万円以下	55%	400万円	50%	415万円
		5,000万円以下			55%	640万円
30%	700万円	1億円以下	55%	400万円	55%	640万円
40%	1,700万円	2億円以下				
45%	2,700万円	3億円以下				
50%	4,200万円	6億円以下				
55%	7,200万円	6億円超				